

|           |               |   |       |  |
|-----------|---------------|---|-------|--|
| 事項<br>3-⑥ | 職員数・人件費のあり方検討 | 人件費削減の取組  | 22年度※ | 5年間で▲4,000人を削減(削減率▲10.2%)<br>人件費予算額<br>22年度2,362億円⇒27年度2,134億円<br>管理職手当 29年度まで10.0%カット               |
|           |               |   | 22年度  | 行政委員会委員の報酬額見直し   |
|           |               |   | 23年度  | 超過勤務手当：前年比10億円の削減<br>行政委員会委員報酬：日額制への見直し<br>前年比8千万円の削減  |
|           |               |   | 23年度  | 22年10月現在の係長級以上の管理職ポスト数<br>7,903を、5年間で850のポスト数削減<br>超過勤務手当 22年度予算(75億円)に対して半減し、5年間で118億円を削減           |
|           |               | さらなる給与制度の改革   | 23年度  | 人事評価制度の評価結果がさらに給与制度(勤勉手当・昇給)に反映されるよう改善<br>定年延長を見据えた、新しい人事給与制度を構築するための検討、人事委員会との意見交換<br>本市独自の給料表導入の検討 |
| 事項<br>3-⑦ | 収入の確保に向けた検討   | 広告料収入   | 23年度  | 行政財産を活用した広告とネーミングライツの拡充<br>「(仮称)広告事業推進プロジェクトチーム」を設立  |
|           |               | 不動産売却、資産の有効活用   | 22年度  | 順次：新たな処分検討地の追加   |
|           |               |   | 22年度  | まちづくりに資する未利用地(学校跡地等)の新たな売却手法の指針策定  |
|           |               |   | 22年度  | 適宜：売却困難な用地等の暫定的な利用として、貸付等による有効活用   |
|           |               | 契約手法等の見直し   | 23年度  | 自動販売機・売店等の競争性ある契約への転換の徹底などにより増収  |
| 未収金対策     | 23年度          | 支払い能力があるにもかかわらず、滞納のある債務者に対して、差押えなどの法的措置の徹底<br>重複滞納者に対する効果的・効率的な徴収及び滞納整理の実施<br>高額難件事案に対する全市的な徴収体制の構築<br>債権の適切な管理と責任の所在を明確にするため、<br>「(仮称)債権管理条例」を検討 |       |  |

### (3) 成果の概要

目標の評価結果については、32件の目標中、27.5件が「目標を概ね達成」との結果になったが、残る4.5件(事務事業等の見直しによる地域活動の活性化、市民活動の場と機会の充実、区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の提携による地域活動支援の充実、「事務事業総点検」等に基づく点検・精査、廃棄物処理(焼却工場))は「環境変化等により抜本的な見直しが必要」との結果になった。

### 3 市政改革プラン ―新しい住民自治の実現に向けて―

#### (1) 経緯

これまでの市政改革は、現行の都道府県・政令指定都市制度の枠組みを前提としているところ、大阪市では、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし、「市政改革プラン―新しい住民自治の実現に向けて―」をとりまとめた。

#### (2) 概要

本市政改革は、①大きな公共を担う活力ある地域社会づくり、②自律した自治体型の区政運営、③ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営という3つの柱を立て、①の具体的な取組として6項目、②の具体的な取組7項目、③の具体的な取組として11項目を掲げた。概要は以下のとおりである。

①大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

| 3つの柱                | 具体的取組事項                  | 戦略   |   |
|---------------------|--------------------------|--|---|
| 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり | (1)豊かなコミュニティづくり          | 若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちをはじめあらゆる世代を対象として、地域における「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、人と人が出会いつながる機会を作る。 |   |
|                     | (2)地域活動の活性化              | 地域団体の活動の活性化の支援   | 地域団体の自主的な活動を促進するため、地域のまちづくりに関わるさまざまな取組を行政から画一的な内容で依頼するというこれまでのやり方を見直すとともに、若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちなどより幅広い人たちが地域団体の活動に理解を示し参画するよう、より一層の民主的で開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについて支援する。  |
|                     |                          | 地域活動の担い手の拡大への支援  | 若い世代、現役世代、団塊の世代、マンション住民、地域の企業等に対して、地域社会の課題への対応など地域のまちづくりに向けた活動の必要性や重要性を啓発し、活動への参加を促す。地域活動に関心のある人たちや市で実施した地域活動の担い手としての養成講座等を受講しながらこれまで地域活動に関わりの薄かった人たちが活動できる機会や場の拡充、これらの人たちと地域で活動している人たちの交流の機会づくり、地域の人材と地域で求められている活動のマッチングなどのコーディネート積極的にを行う。 |
|                     | (3)多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進 | 多様な主体のネットワーク拡充への支援   | 地域団体をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が課題やテーマごとに情報共有し、連携・協働に向けて話し合うことができる場の提供やIT活用の支援などのネットワークの拡充のための支援を行う。   |
|                     |                          | 地域公共人材の充実への支援  | 「地域公共人材」の育成に向けて、教育研究機関、NPO等との連携を強化し、地域活動に取り組んでいる人たちに研修の機会を提供するとともに、地域の要請に応じて「地域公共人材」を派遣し、実際の活動を通じてそのノウハウを学ぶ機会を提供する。   |
|                     | (4)市民による自律的な地域運営の実現      | 地域活動協議会の形成に向けた支援   | 地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら自律的な地域運営に取り組む地域を積極的に支援するとともに、そうした地域運営を行うために形成された地域活動協議会による法人格の取得など社会的信用を高めるための取組を支援する。  |
|                     |                          | 活動内容を限定しない柔軟な財政的支援   | 地域活動に対する財政的支援について、民主的で開かれた組織運営と公金の使途の透明性の確保を前提に、活動内容を指定せずに大括りにし、具体的な活動内容については地域活動協議会の選択に委ねる仕組みづくりを行う。   |

②自律した自治体型の区政運営

| 3つの柱                | 具体的取組事項   |  | 戦略   |
|---------------------|---|--|--|
| 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり | (5)地域資源が循環する仕組みづくり                                    | 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援   | 多様な分野における市民活動についてコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化を促進し、地域における雇用の創出やヒト・モノ・カネ・情報などの資源の循環による地域経済の活性化を図る。   |
|                     |   | 本市の事務事業の社会的ビジネス化   | 市が実施している事務事業のコミュニティ・ビジネス化やソーシャル・ビジネス化（社会的ビジネス化）を図り、委託化する。委託にあたっては、地域を基本に相手方を公募するなど可能な限り競争性を確保するとともに、公募の時点では事務事業の概要を示し具体的な内容については企画段階から協議して役割分担を決定し協働により取り組む協働型の事業委託の手法も活用する。 |
|                     | (6)中間支援組織の活用  |  | 地域社会づくりに向けた地域の取組の支援にあたって、さまざまな中間支援組織を効果的に活用するための仕組みづくりを行う。   |
| 自律した自治体型の区政運営       | (1)区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり                          | 基礎自治に関する施策・事業の決定権の局長から区長への移譲と局の区長の補助組織化  | 区の区域内の基礎自治に関する施策や事業について、区長が局長をはじめとする局組織を指揮監督して自らの判断と責任により実施する仕組みづくりを行う。  |
|                     |   | 区間調整の仕組みづくり  | 複数の区の区域にまたがる施策や事業について、区長の間での連携や調整をしながら実施していく仕組みづくりを行う。   |
|                     |   | 公募区長による個性あふれる区政運営  | 区長には、全国から公募した高いマネジメント能力をもった人材を配置するとともに、公募区長が、地域実情や特性に応じた個性あふれる区政運営を行い、その取組や成果を自ら積極的に区民に対して発信する。  |
|                     | (2)多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことのできる仕組みづくり | 多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり   | 各区長において、それぞれの区の地域事情や特性に応じて、サイレント・マジョリティなど表面化しにくいものも含めた多様な区民の意見やニーズを的確に把握できる仕組みづくりを行う。  |
|                     | 区民が区政運営に参画する仕組みづくり                                    | 各区長において、区の区域内の基礎自治に関する施策や事業など区政運営について、各区の地域事情や特性に応じて、計画段階から多様な区民との対話や協働により推進していくとともに、より多くの区民から区政運営の評価をしてもらえる仕組みづくりを行う。 |  |

| 3<br>つの<br>柱  | 具体的取組事項                      | 戦 略   |
|---------------|------------------------------|---|
| 自律した自治体型の区政運営 | (3)地域活動を支える「かなめ」としての区役所づくり   | <p>積極的な情報発信等による地域活動支援</p> <p>地域の多様な主体による活動を支えていくため、区役所において、人材、資金、ノウハウなどの地域活動に関するさまざまな情報を収集・把握し、広く発信するとともに、地域活動に関心のある市民と市民活動団体との マッチングといったコーディネート機能を充実するなど、区役所が地域活動を総合的に支援していく。</p> <p>各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築</p> <p>収集・把握した地域活動に関する情報を区役所内で共有し、校区等地域ごとに区役所内の各課・各 担当を越えて地域活動を支援する体制を整備するなど、各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制を構築していく。</p> |
|               | (4)区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり | <p>区役所について、区民の日常生活の安全・安心を担う区民に身近な総合行政の拠点として、区民から寄せられるさまざまな相談や要望を受け付け、区長の指示のもと所管局において適切に対応される仕組みづくり を行うことによりインターフェイス（仲介）機能を拡充するとともに、災害や事故をはじめ市民生活に重大な影響 を与えるさまざまなリスクに対処する仕組みづくりを行うことにより総合的な危機管理機能を拡充する。</p>  |
|               | (5)区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営 | <p>区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営に向け、来庁者への案内サービスや証明書発行をはじめとする窓口業務の民間活用、庶務関係業務やバックオフィス業務等の集約化・民間活用などの検討 を進める。</p>   |
|               | (6)区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営    | <p>(1)から(5)までの取組を進めるために必要な区役所の体制整備を進めるとともに、区役所の組織運営について、一定の枠内で、区長が各区の実情や特性に応じて柔軟に組織編成や人事配置が行える仕組みづくりを行う。</p>  |
|               | (7)行政区のブロック化と円滑な組織運営         | <p>大阪にふさわしい大都市制度における基礎自治体への移行に向けて、行政組織の所管区域 としての現在の行政区を8～9の単位にブロック化し、ブロック単位での行政運営を図る。</p>   |

③ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

| 3つの柱                    | 具体的取組事項   | 戦略  |
|-------------------------|---|---|
| ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営 | 歳入の確保<br>(ア)広告事業の拡充                                 | 市が保有する資産を最大限に活用した広告事業を全庁的に推進する。   |
|                         | 歳入の確保<br>(イ)未利用地の有効活用等                              | 未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、有効活用や売却を図る。   |
|                         | (1)財政規律の遵守と健全な財政運営<br>歳入の確保<br>(ウ)自動販売機等に係る契約手法の見直し | 市の施設に設置する自動販売機、売店及び食堂に係る施設利用に関する契約について、透明性の向上や収入増に向けた競争性の導入等の観点からその手法を見直す。                |
|                         | 歳入の確保<br>(ニ)市民利用施設の使用料の適正化                          | 市民利用施設の使用料について、「必需性」と「市場性」の観点から、施設の特性等に応じた受益と負担の適正化を図る。                                   |
|                         | 歳入の確保<br>(ホ)未収金対策の強化                                | 「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」の2本柱で全庁的な未収金対策に取り組む。   |
| (2)経常経費の削減              | 庁舎・事務所の維持管理費、IT経費<br>(ア)庁舎・事務所の維持管理費                | 光熱水費等の節減、ファシリティマネジメント(※)の徹底により、庁舎・事務所の維持管理費の削減を図る。  |
|                         | (イ)IT経費   | 競争性の確保やパッケージ(※1)利用等によりIT経費の圧縮を図る。   |
|                         | 印刷費、物品購入費   | 広報印刷物の作成、新聞・書籍等の出版物や物品の購入等にあたり、その必要性や費用対効果を点検・精査し、見直しを進める。                                |
| (3)隠れた支援や見えにくい支援の排除     | 運営補助の見直し  | 団体の運営に対する補助金等について、公金の使途やその効果がより明確になる事業に対する補助金等に再構築するなど、その透明性を確保する。                        |
|                         | 市税及び使用料等の減免措置の見直し                                   | 市税の減免措置及び不動産の使用料や貸付料の減免措置を通じた財政的支援について、支援の目的と減免額(支援額)を見える化するとともに、その必要性を再点検し、ゼロベースの見直しを行う。 |
|                         | 外郭団体との競争性のない随意契約の見直し                                | 外郭団体との競争性のない随意契約について、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう、徹底した見直しを行う。                                 |

| 3つの柱                   | 具体的取組事項                     |                         | 戦略   |
|------------------------|-----------------------------|-------------------------|--|
| ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行政運営 | (4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築 | 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築 | 施策や事業について、次頁の「点検・精査の視点」に基づき、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、安全・安心など市民にとって優先度が高いもの、より大きな効果が見込めるものへの重点化・再構築を進める。  |
|                        |                             | 補助金等の見直し                | 補助金等について、次頁の「補助金等の見直し調整方針」に基づき、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づくこれまでの見直しに加え、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証など見直しを進める。   |
|                        |                             | 指定管理者制度の見直し             | 市場から最適なサービスを調達するという発想のもと、指定管理者制度の見直しを行い、事業者から提供を受けるサービスの内容について、より一層の競争性を確保する。  |
|                        |                             | 幼稚園・保育所の民営化             | 幼稚園・保育所について、区長において、行政が関与する領域が民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については、民間に任せることを基本として、民営化を進めていく。  |
| (5) 公共事業の見直し           |                             |                         | 新たな都市基盤施設の整備に関する事業の更なる選択と集中を徹底するとともに、既存の都市基盤施設の維持管理にあたっては施設の長寿命化の視点も踏まえた戦略的な維持管理を実施するなど、「建設から維持管理への重点化」という観点も含めた見直しを進める。   |
| (6) 市民利用施設のあり方の検討      |                             |                         | 「施設提供サービスからソフト施策のサービスへ」、「民間でできることは民間に」、「区の特性に応じた区長の自主的な選択」、「施策目的ごとの施設提供から施設の全体最適化」などの観点から、別冊133頁の「市民利用施設のあり方の検討にあたっての基本的な考え方」に基づき、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査し、施設の廃止・転用や機能統合などを含めた抜本的な見直しを行う。 |
| (7) 外郭団体の必要性の精査        |                             |                         | 現在の資本的関与（出資・出えん）や人的関与（役職員の派遣）が本市の施策目的を達成する上で真に必要なものかどうかを改めて精査し、その結果に基づき、廃止、民営化、広域化などの見直しを行う。   |
| (8) 人事・給与制度の改革         | 人事制度改革                      |                         | スリムで効率的な業務執行体制をめざして引き続き職員数の削減を行うとともに、人事制度について、民間並みをめざし大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え円滑な職員の移行を行えるよう大阪府との間で整合性のとれた制度とする。   |
|                        | 給与制度改革                      |                         | 給与制度について、民間並みをめざし、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え円滑な職員の移行を行えるよう大阪府との間で整合性を考慮し、改革をより進化させた制度を構築する   |